

■自公と立民の年金合意は就職氷河期世代や低年金者を救えるか？ 国家と企業は退職後の生活保障に責任と義務があると認めさせよう！

▼自民・公明が立憲の「年金底上げ」(?)で合意

自民、公明、立憲民主の3党が26日、政府が国会に提出した年金制度改革法案の修正に大筋合意しました。基礎年金の目減り防止をうたうものの、措置を発動するかどうかの判断は5年後に先送りされました。内容は、パート労働者の106万円の上限をなくす、在職老齢年金制度を緩和するに加えて、就職氷河期世代や低年金者の老後の生活保障にかかわって最大の議論の対象となってきた基礎年金の「底上げ策」です。この合意は、国会終盤に向けて野党が内閣不信任案を出すか出さないかを探り合う駆け引きの様相も併せ持った動きともなっています。しかしここでは、年金政策の問題として、特に基礎年金「底上げ策」に絞って、議論をします。

▼原理的には資本とその国家は非労働力の生活保障に責任を負わない

まず、原理的な話をします。個々の資本は、現に資本の下で労働を提供している労働者については、その労働能力を維持するための再生産費用を賃金として支払います。再生産費は、資本の利潤確保のため、多くの場合ぎりぎりの水準に抑えられます。もちろん資本家階級全体としては、個々の労働者だけではなく、労働者を世代として再生産することも必要事として理解しています。ですから、「労働者種族」の再生産のための生計費、衣食住を満たすために必要な商品だけでなく、医療や次世代の養育・教育のサービスを受ける費用を賃金として支払います。医療については保険制度をつくり養育・教育については公教育の仕組みも作ります。ここでも資本は、彼らの負担を可能な限り低減させるべく務めます。(注1の①)

しかし資本は、その時代の社会的技術的条件の下では資本が求める搾取労働に耐え得ないと見なした者たち、高齢者、障がい者、病者などについては、生計費や医療費などを支払う責任を負っているとは考えません。経済的な動機として、資本が生存の必要を認めるのは、資本の下で働き、資本に剰余労働を提供する条件を備えた者たちに対してのみです。高齢者や障がい者などの生存については、その家族やコミュニティの私事と見なして、経済外の世界に排除し、放置します。(注1の②)

もちろん、労働者としての現役生活を引退した者も、障がい者も病者も生きていく必要があります。資本が経済的関心の外の私事とみなした領域は、労働者家族内の経済的負担や労働者組織の相互扶助、また宗教的な慈善の方法等々で、長くやりくりをされてきました。したがって、極めて劣悪で低水準の生活に甘んじることを余儀なくされ、今もその状況は改善されていません。

▼しかし生存のための闘いが状況を変え「社会保障」を登場させた

しかし、労働者たちが声を上げ始めたことによって、事情が徐々に変わります。社会と経済を成り立たせているのは結局は自分たちの存在のたまものだと思った労働者たちが、自身の現役引退後の生活も、怪我や病気で働けなくなった非労働者の生活も保証せよと大きく声をあげることで、資本の側も対応を迫られたのです。この労働者の努力は、その時々資本との力関係に照応してより資本の有利だったり労働者に有利だったりという形で、世界的にはビスマルクの社会保険制度（1883 年～89 年）、英国労働党のヴェバリッジ報告（1942 年）、フランスの社会保障制度（1945 年）、スウェーデンなどの福祉国家モデル（1959 年）として結実しました。

日本でも「国民皆年金」（1961 年）、「福祉元年」の掛け声と物価スライド導入や年金額引き上げ（1973 年）が行われ、民主化後の韓国でも「国民年金制度創設」（1988 年）が実現しました。もちろんこうした「改善」も、障がい者や病者や外国籍者などにとっては小さなものにとどまり、ジェンダー差別も引きずったままです。特に日本の年金制度は、欧州諸国と比べて著しく低レベルであることが知られています。（注 2）

▼雇用の劣化が元々の社会保障の低水準と共犯して飢餓年金や無年金を生み出した

日本のもともとの低レベルの年金は、1980 年代に開始された雇用の「柔軟化」と相まってさらに当てにならない制度と化しました。1986 年の「労働者派遣法」が一部業種に派遣労働を解禁、1999 年に対象業務を原則自由化（製造業除く）、2004 年には製造業派遣も解禁されて非正規雇用が爆発的に増加し、2000 年代後半以降は非正規率が全体労働者の 4 割前後に固定化される事態となりました。

一方国民年金は、所得にかかわらず月額 17,510 円（2025 年）で低所得層には過重だったり、加入期間不足（現在 10 年未満、以前は 25 年未満）で「受給資格なし」の者を生み出しました。厚生年

金は適用範囲が狭く(週 30 時間以上・常勤等の要件)、パート・派遣の多くが長らく対象外、第 1 号被保険者(自営業・無職・非正規等)は「任意加入」とされ制度の枠外となる者が多数出る構造でした。

雇用の劣化と年金のもともとの低レベル制度設計は、こうして両者が共犯しつつ、労働者をミゼラブルな状況に追い込みました。その結果、現在の国民年金の平均受給額は約 5 万 6 千円、厚生年金平均(男性)約 17 万 8 千円、国民年金受給者の 7 割弱が月 6 万円未満で非正規・自営業・無業者が中心、無年金者は 65 歳以上で推定約 100 万人(過去には 25 年加入要件未達が多数)という状況が生み出されました。また貧弱な年金は生活保護受給要件者を増大させ、その半数以上を高齢者が占めてますが、行政の作為によって受給が狭き門にされ、高齢期の貧困がさらに深刻化しているのです。

▼低年金・無年金の構造的解決——雇用と年金制度の再設計を求める

改革の基本的な視座は、この社会が生み出す富の総量を念頭において、その中のどれだけを、労働者を含む社会の総員が人間的な暮らしを送れるように再配分するかというものであるべきです。社会の再生産が成り立つためには、もちろん産業的な部分での投資や再生産が必要です。しかしそれだけではありません。資本主義というシステムの本質によって、構造的に外部化され、排除され、責任逃れをされ、その故に破綻に追い込まれている「社会の再生産」こそを、重視すべきです。資本主義が外部化し、見ないように努め、そこに矛盾を転嫁してきた分野には、自然環境、世界における周辺部分、農村・農業生産等々があります。そしてその重要な部分のひとつが、人間と人間たちの社会の再生産であることが、近年様々な社会科学の分野で強く指摘されるようになってきています。私は、この「社会の再生産」を考えるヒントとして、常に多くの論者が思考のベースに置いてきたであろう『ゴータ綱領批判』を参考にしてきました。その視点に基づくならば、年金制度改革は以下のように構想されるべきだと考えます。

①最低保障年金制度の創設

- すべての高齢者に対して、月額 7～10 万円の最低生活保障年金を支給。
- 財源は応能課税(所得税・法人税・資産課税)の強化、金融課税の導入などによって確保。
- 所得比例の厚生年金・共済年金等は上乘せ方式で併存可能とする。

②全ての雇用形態への社会保険適用の義務化

○非正規労働者・パート・短時間就労者などに対しても、勤務時間・企業規模に関係なく厚生年金・健康保険の加入を義務づける。

○保険料負担に対する中小企業支援制度の拡充。

③ケア・育児・無償再生産労働への年金権付与

○育児・介護・障がい者家族のケアなど、無償の再生産労働を担った人々に「年金評価ポイント」を付与。

○家族ケアによって就労を断念せざるを得なかった人々が、老後に無年金とならない制度設計。

この改革により期待される成果は以下の通りです。

○低年金・無年金の根絶により、高齢期の生活不安を大幅に削減。

○非正規就労者の社会保障包摂による社会的連帯の強化。

○女性・若年・障がい者・病者など、制度から疎外されやすい層の社会的包摂。

いま必要なのは、制度を維持するための「改革」ではなく、制度の目的を根本的に再定義する真の改革です。すべての人が「老い」を恐れず、「明日」を信じられる社会のために、年金制度は単なる所得保障を超えて、人間社会の再生産、つまり「連帯と尊厳の再生産制度」として設計し直されなければならないのです。

以上

(注1の①)―『資本論』第1巻(全集第23巻、S.183／MEW)

「労働力の価値は、その再生産に要する費用、すなわち、その保持と再生産に必要な生活手段の価値である」

―同上(全集第23巻、S.184)

「労働力の価値には、労働者を養う費用とともに、労働者の種族の存続と再生産の費用も含まれる」

(注1の②)―『賃金・価格・利潤』(1865年)より

「労働者が役に立たなくなれば、彼はただちに市場から放り出される商品にすぎない」―『賃金・価格・利潤』(1865年)

(注2) OECD 諸国の比較表(2022 年～2023 年データ)

国名	最低保障の方式	月額給付水準(対中央 値賃金比)	所得テストの有無	制度の主な特徴
スウェーデン	普遍型+補完型(保証年金)	約 30%	一部あり	全国民に保証年金、低収入者に住宅手当など追加
デンマーク	普遍型(国民年金)	約 35%	なし(高所得は税で調整)	高税高福祉モデルの代表例
フランス	所得検査型(ASPA)	約 25%	あり	高齢貧困対策に特化した生活保障型給付
英国	普遍型(New State Pension)	約 30%	なし	勤労年数で金額変動。国民保険料に基づく
ドイツ	補完型(基本年金制度)	約 20%	一部あり	保険料支払歴のある低年金者向け補填制度
オランダ	普遍型(AOW)	約 33%	なし	就労歴不問、20 歳以上居住で権利発生
カナダ	所得検査型(GIS) + 普遍型(OAS)	約 30%	あり	二段構えで貧困層を重層的に支援
日本	所得比例型+一部補完(支援給付金)	約 15%程度	あり	最低保障制度は明確に確立されていない

注:中央値賃金比は OECD 統計からの近似値。国ごとに制度の定義や計算方法が異なるため、おおよその水準を示しています。

(注3)『ゴータ綱領批判』(1875 年)より

「社会的総生産物から、次のように控除される:

第一に、使用された生産手段の補充に充てる部分。

第二に、生産の拡大に充てる追加分。

第三に、事故や自然災害による混乱などに備えるための予備金または保険基金。

これらの『控除前の』労働の成果から差し引かれる部分は経済的必要性であり、その規模は利用可能な手段と力に応じて、一部は確率的に、一部は統計的に決定される。

総生産物の残りは消費手段として機能する。

これを個人に分配する前に、次のものを差し引かなければならない。

まず、生産に直接属さない一般的な管理費。

次に、学校、医療サービスなど、共通のニーズを満たすために使用されるもの。

第三に、働くことができない人など、つまり、今日では公的貧困救済と呼ばれるものに対する資金。

これでようやく、協同社会の個々の生産者間の「分配」に移ることができる。」